

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		庁舎における行為の中止又は退去命令
所 管 部 課 係 名		財政部管財契約課管財係
根 拠 法 令 及 び 条 項		新座市庁舎管理規則第9条 (中止命令等) 第9条 庁舎管理責任者又は室管理責任者は、庁舎において第7条第1項に規定する禁止行為（同項第11号から第17号までに掲げる行為にあっては、同項ただし書の規定による許可を受けていない行為又は許可条件に違反する行為。次条において同じ。）をしようとしている者に対しては、その行為の中止を命じ、又は退去を命じるものとする。ただし、庁舎管理責任者が庁舎内の秩序の維持、庁舎の正常な管理に支障がないと認めるときは、この限りでない。
処 分 基 準	関 係 条 項	新座市庁舎管理規則第7条第1項 (禁止行為) 第7条 庁舎内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第11号から第17号までに掲げる行為にあっては、庁舎管理責任者が庁舎内の秩序の維持、庁舎の正常な管理に支障がないと認めて許可したときは、この限りでない。 (1) 正常な執務の妨害となる行為をすること。 (2) 凶器、爆発物その他の危険物を持ち込むこと。 (3) 建物、立木、工作物その他の施設を汚損し、又はき損すること。 (4) 示威又はけん騒にわたる行為をすること。 (5) 大声を発する等著しく静穏を害し、又は乱暴な言動をすること。 (6) 職員に面会を強要し、又は居座ること。 (7) 通行を妨げるおそれがある行為をすること。 (8) 喫煙の設備のない場所において喫煙すること。 (9) たき火等火災予防上危険を伴う行為をすること。 (10) 指定の場所以外の場所に汚物、紙くず等を投棄すること。 (11) 物品の販売、寄附の募集その他これらに類する行為をすること。 (12) 公務以外の目的をもって集会その他の行事を行うこと。 (13) 集団で面会、陳情又は見学等を行うこと。 (14) びら、ポスター、看板、旗、幕その他これらに類する物を配布し、掲示し、又は掲出すること。 (15) テントその他これらに類する施設を設置し、又は定められた場所以外の場所に物件を置くこと。 (16) 撮影、録音その他これらに類する行為をすること。 (17) 指定の場所以外の場所に自動車、自転車その他車両を乗り入れ、又は駐車すること。 (18) 前各号に掲げるもののほか、庁舎における秩序の維持又は災害の防止上支障のある行為をすること。
	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (条文の規定により基準が言い尽くされているため)
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	昭和 年 月 日設定（昭和 年 月 日最終変更）